

必要経費控除科目

被扶養者に事業収入等がある場合、月額収入の確認が困難なため、前年の確定申告書を提出いただき、事業遂行のための必要経費を控除した後の額により年間収入を推計します。

※ 必要経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められた経費をいう。(自治福発第293号福利課長回答)

必要経費控除科目

| 科 目 | 小 売 業 | 飲 食 業 | アパ-ト経営 | 理 美 容 業 | そ の 他 | 科 目 | 農 業 所 得 用 |
|---------------|-------|-------|--------|---------|-------|---------------|-----------|
| 売 上 原 価 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | 雇 人 費 | ○ |
| 租 税 公 課 | × | × | × | × | × | 小 作 料・賃 借 料 | ○ |
| 荷 造 運 賃 | ※△ | × | × | × | × | 減 価 償 却 費 | × |
| 水 道 光 熱 費 | △ | △ | × | △ | △ | 貸 倒 金 | × |
| 旅 費 交 通 費 | × | × | × | × | × | 利 子 割 引 料 | × |
| 通 信 費 | △ | △ | △ | △ | △ | 租 税 公 課 | × |
| 広 告 宣 伝 費 | × | × | × | × | × | 種 苗 費 | ○ |
| 接 待 交 際 費 | × | × | × | × | × | 素 蓄 費 | ○ |
| 損 害 保 険 料 | × | × | × | × | × | 肥 料 費 | ○ |
| 修 繕 費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 飼 料 費 | ○ |
| 消 耗 品 費 | △ | △ | △ | △ | △ | 農 具 費 | ○ |
| 減 価 償 却 費 | × | × | × | × | × | 農 薬 衛 生 費 | ○ |
| 福 利 厚 生 費 | × | × | × | × | × | 諸 材 料 費 | ○ |
| 給 料 賃 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 修 繕 費 | ○ |
| 外 注 工 賃 | × | × | － | × | × | 動 力 光 熱 費 | △ |
| 利 子 割 引 料 | × | × | × | × | × | 作 業 用 衣 料 費 | △ |
| 地 代 家 賃 | △ | △ | △ | △ | △ | 農 業 共 済 掛 金 | × |
| 貸 倒 金 | × | × | × | × | × | 荷 造 運 賃 手 数 料 | ○ |
| 研 修 費 | × | × | × | × | × | 土 地 改 良 費 | ○ |
| 雑 費 | × | × | × | × | × | 地 代 家 賃 | ○ |
| 青 色 申 告 控 除 額 | × | × | × | × | × | 雑 費 | × |

※は運送業のみ○

上記科目以外の科目は、必要経費として認められません。

注1 ○×△は必要経費として計上された経費

注2 △の項目については、原則として自家消費分との区別が明らかである場合を適とする。

注3 給料・賃金については、その事業を行うにあたり、最小限の業務補助的な人件費とすべきものであり、従業員一人に対し130万円以上の給料を支給していたり、複数の者に合計130万円以上の給料等を支給している場合は控除不可とする(その給料により生計を維持している者がいるのに、その者が扶養されていることは社会通念上不合理であることによる)